

令和 7 年度

業 務 件 名 平瀬浄水場浄水発生土（天日乾燥）収集運搬及び処分業務委託

履 行 場 所 甲府市平瀬町 4 3 7 番地 3 （平瀬浄水場）ほか1箇所

履 行 期 間 契約日より令和 8 年 3 月 3 1 日

浄水課 施設係

甲 府 市 上 下 水 道 局

設 計 金 額					課長		係長	審査	設 計
業 務 価 格		款	21	水道事業費用		節	16	委託料	
消費税等相当額		項	01	営業費用		細	04	汚泥運搬処分料	
		目	01	原水及び浄水費					
委託理由									
平瀬浄水場の浄水処理過程から日々発生する浄水発生土の収集運搬及び処分業務を、専門業者に委託するものである。									
業務概要									
記									
収集運搬及び処分業務									
浄水発生土（天日乾燥）量									
1,200 t									

本委託内訳書

名 称	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
平瀬浄水場 浄水発生土（天日乾燥）収集運搬及び処分業務委託							
【直接業務費】							
（収集運搬費）	浄水発生土(天日乾燥)	1,200.0	t				
（処分費）	浄水発生土(天日乾燥)	1,200.0	t				
計 （直接業務費）							
合計 （業務価格）							
消費税等相当額		1.0	式				10%
【本委託費計】							

甲 府 市 上 下 水 道 局

平瀬浄水場浄水発生土（天日乾燥）収集運搬業務仕様書

（目的）

第1 この仕様書は、甲府市上下水道事業管理者（以下「委託者」という。）が発注する平瀬浄水場の浄水発生土（天日乾燥）収集運搬業務委託に適用し、本業務を適切かつ円滑に履行し、公害又は事故等の発生を防止するとともに、浄水場の運営を安全かつ安定的に維持することを目的として、本業務を受託する者（以下「受託者」という。）が遵守すべき要領等を示すものである。

（履行期間）

第2 本業務の履行期間は、次のとおりとする。

契約日から令和8年3月31日

（本業務の原則）

第3 受託者は、本業務の実施にあたっては、全て契約書並びにこの仕様書に基づかなければならない。また、仕様書に記載のない事項については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「道路交通法」及びその他関係法令等（以下「法令等」という。）を遵守し、本業務を遂行しなければならない。

（産業廃棄物の種類等）

第4 産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

（1）産業廃棄物の種類 : 浄水発生土（無機性）

（2）産業廃棄物の予定収集運搬数量

浄水発生土（天日乾燥） : 1,200 t

（産業廃棄物の発生場所等）

第5 産業廃棄物の発生場所及び運搬先は次のとおりとする。

（1）発生場所 : 山梨県甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場

山梨県甲府市平瀬町724番地1 平瀬浄水場沈砂池

（2）運搬先 : 受託者の所有する処分施設又は委託者が認めた処分業者の処分施設

（許可証等の提出）

第6 受託者は委託者に対し、本業務の着手に先立ち、次に示す業務を遂行するために必要な所轄官庁の許可証等の写しを提出しなければならない。

（1）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（山梨県及び処分施設の所在する都道府県）

（2）収集運搬計画書（運搬経路図を含む。）

(3) 運搬車輛の検査証の写し

(4) その他、委託者の指定する係員（以下「係員」という。）の指示する書類

2 提出事項又は業務に変更を生じた場合は、新たに前項の手続きを行うものとする。

(業務記録写真)

第7 受託者は、業務の実施ごと日付・説明を記載した黒板等を入れ、次の写真を撮影するものとする。

(1) 産業廃棄物の積載後の写真

(2) 産業廃棄物の計量中の写真

(3) 産業廃棄物の荷卸し中の写真

(4) その他、係員の指示する写真

(従事者)

第8 受託者は、本業務の実施にあたり、善良な従事者を選び、秩序正しい作業をするように指導しなければならない。なお、委託者は、受託者の従事者が、係員の指示に従わないとき、又は本業務に不適當であると認めたときは、従事者の交代を命ずることができる。この場合、受託者は直ちに必要な処置を講じなければならない。

(処分先での規則の遵守)

第9 受託者は、処分施設に浄水発生土を搬入する際は、その施設において定められている安全規則等を遵守し、事故のないように注意するものとする。

(事故報告)

第10 受託者は、本業務実施の際、適切な安全処置を講ずるものとし、万一事故発生の場合は、直ちに緊急処置を施すとともに、遅滞なく係員に報告しその指示に従うものとする。

(記録及び報告)

第11 受託者は、本業務実施の際には、必ずその業務内容を記録するものとする。なお、係員より業務内容の確認を求められたときは、その記録に基づき速やかに報告するものとする。

(収集運搬量の計量)

第12 浄水発生土の計量については、処分施設に設置されている計量器により二回計量(空車及び積載車時)行う。重量はt単位で、小数点第二位までとするが、必要に応じてその数量をkg単位に換算し、マニフェストへの記載及び委託料の請求を行うものとする。

(再委託の禁止)

第13 受託者は、廃掃法第14条を遵守し、収集運搬トラックの故障や事故等による突発緊急的な場合を除いて、他者に本業務を再委託できないものとする。

(作業内容)

第14 本業務における汚泥の種類ごとの作業内容は、次のとおり。

(1) 浄水発生土(天日乾燥)

①浄水発生土(天日乾燥)は、No.1, No.2 天日乾燥床及び沈砂枡(沈砂池)から発生するが、浄水発生土を搬出する乾燥床及び沈砂枡にバックホウを入れ、浄水発生土の天地返し及び集積を行う。(No.1, 2 乾燥床の場合は、地下にある集水枡を保護するため、0.2 m³程度の小型のものを使用すること。)その後、浄水発生土を乾燥させるが、その間に2回程度天地返し、概ね含水率が85%以下になってから搬出を行うものとする。

②乾燥床及び沈砂枡の外にバックホウを用意し、搬出車両に浄水発生土を積載するものとする。

搬出車両に浄水発生土を積載する際は、重量計等を用意し、運搬車の車両総重量を超えないように積載するものとする。

(2) 上記の作業に伴い、周囲に飛散した浄水発生土は、毎回、速やかに清掃を行うものとする。なお、その他詳細な事項は、その都度係員の指示に従うものとする。

(委託料請求時の提出書類等)

第15 受託者は委託者に対し、1乾燥床ごとに1回、委託料の請求を行うものとし、請求時に次の書類を提出しなければならない。

(1) 委託者が指定する業務完了届及び請求書

(2) 月間運搬報告書

(3) 計量伝票(処分施設より渡されたもの)

(4) 法令等で定めるマニフェスト等

(5) 第7に示す業務記録写真

写真は、業務実施日等が確認できるようにし、ファイル等に説明を付し整理して提出すること。

(6) その他、委託者が指示する書類

2 受託者は、運搬ごとの消費税等相当額を含まない委託料及び消費税等相当額を含んだ委託料に1円未満の端数が生じた場合は、その都度、端数を切捨てるものとする。

(業務実施日時)

第16 本業務の実施日時は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始休暇を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間で、委託者が指定した日時とする。

委託者は、止むを得ず上記業務実施日時以外で作業する場合は、受託者との協議の上、決定するものとする。

(浄水発生土(天日乾燥))

委託者は、実施予定日の半月～1ヵ月前までに受託者に連絡するものとする。

なお、受託者は指定日決定後、直ちに浄水場の運営に支障が生じない作業工程表を作成し、運搬車両一覧票及び車検証の写し等を委託者に提出しなければならない。

(運搬車両等)

第17 受託者は、本業務実施に際し、完全な機能を有する車両等(運搬車両及びバックホウを含む)を自ら用意し、浄水場の運営に支障をきたさないよう安全に留意しなければならない。また、運搬車両は、10t積載可能でダンプ機能を有するものとする。

(マニフェスト)

第18 受託者は、運搬の都度、マニフェストを用意するものとする。

(費用の負担)

第19 本仕様書に明記のない事項であっても、業務遂行上当然必要な費用は、受託者の負担とする。

(他施設への立入禁止)

第20 受託者は、業務上必要で委託者が許可した施設又は区域以外には、無断で立ち入ってはならない。

(協議事項)

第21 本仕様書に定めのない事由が発生した場合は、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

平瀬浄水場浄水発生土（天日乾燥）処分業務委託仕様書

（目的）

第1 この仕様書は、甲府市上下水道事業管理者（以下「委託者」という。）が発注する平瀬浄水場の浄水発生土（天日乾燥）処分業務委託に適用し、本業務を適切かつ円滑に履行し、公害又は事故等の発生を防止するとともに、浄水場の運営を安全かつ安定的に維持することを目的として、本業務を受託する者（以下「受託者」という。）が遵守すべき要領等を示すものである。

（履行期間）

第2 本業務の履行期間は、次のとおりとする。

契約日から令和8年3月31日

（業務遂行の原則）

第3 受託者は、本業務の執行にあたっては、全て契約書並びにこの仕様書に基づかなければならない。また、仕様書に記載のない事項については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及びその他関係法令等を遵守し、この業務を遂行しなければならない。

（産業廃棄物の種類等）

第4 産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

（1）産業廃棄物の種類 : 浄水発生土（無機性）

（2）産業廃棄物の予定処分数量

浄水発生土（天日乾燥） : 1,200 t

（産業廃棄物の発生場所等）

第5 産業廃棄物の発生場所及び処分方法等については、次のとおりとする。

（1）発生場所 : 山梨県甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場
山梨県甲府市平瀬町724番地1 平瀬浄水場沈砂池

（2）処分方法 : 中間処分により土木・建設資材等の材料としての再資源化

（3）処分場所 : 受託者の所有する処分施設

（許可証等の提出）

第6 受託者は委託者に対し、本業務の着手に先立ち、次に示す業務を遂行するために必要な所轄官庁の許可証等の写しを提出しなければならない。

（1）産業廃棄物処分業許可証の写し

(2) 産業廃棄物処分計画書(処分施設の写真を含む。)

2 提出事項又は業務に変更を生じた場合は、新たに前項の手続きを行うものとする。

(業務記録写真)

第7 受託者は、業務の実施ごと日付・説明を記載した黒板等を入れ、次の写真を撮影するものとする。

(1) 産業廃棄物の計量中の写真

(2) 産業廃棄物の荷卸し中の写真

(3) その他、委託者の指定する係員(以下「係員」という。)の指示する写真

(従事者)

第8 受託者は、本業務の実施にあたり、善良な従事者を選び、秩序正しい作業をするように指導しなければならない。なお、委託者は、受託者従事者が、係員の指示に従わないとき、又は業務に不適當であると認めたときは、従事者の交代を命ずることができる。この場合、受託者は直ちに必要な処置を講じなければならない。

(事故報告)

第9 受託者は、本業務実施の際、適切な安全処置を講ずるものとし、万一事故発生の場合は、直ちに緊急処置を施すとともに、遅滞なく係員に報告しその指示に従うものとする。

(記録及び報告)

第10 受託者は、本業務実施の際には、必ずその業務内容を記録するものとする。なお、係員より業務内容の確認を求められたときは、その記録に基づき速やかに報告するものとする。

(処分量の計量)

第11 浄水発生土の計量については、受託者の施設に設置されている計量器により二回計量(空車及び積載車時)行う。重量はt単位で、小数点第二位までとするが、必要に応じてその数量をkg単位に換算し、マニフェストへの記載及び委託料の請求を行うものとする。また、その計量伝票を当該廃棄物の収集運搬業者に渡すものとする。

(委託料請求時の提出書類等)

第12 受託者は委託者に対し、1乾燥床ごとに1回、委託料の請求を行うものとし、請求時に次の書類を提出しなければならない。

(1) 委託者が指定する業務完了届及び請求書

(2) 月間処分報告書

(3) マニフェスト

(4) 第7に示す写真

写真は、日付等が確認できるようにし、ファイル等に説明を付し、整理して提出する。

(5) その他、係員が指示する書類

受託者は、処分1回ごとの消費税等相当額を含まない委託料及び消費税等相当額を含んだ委託料に1円未満の端数が生じた場合は、その都度、端数を切捨てるものとする。

(再委託の禁止)

第13 受託者は、廃掃法第14条の主旨を理解し施設の故障等により、受託した産業廃棄物を受入れできない突発緊急的な場合を除いて、他者に本業務を再委託できないものとする。

(費用の負担)

第14 本仕様書に明記のない事項であっても、業務遂行上当然必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議事項)

第15 本仕様書に定めのない事由が発生した場合は、委託者・受託者協議して定めるものとする。